

## 国際日本文化研究センター管理部検収室設置要項

〔 平成 27 (2015) 年 5 月 21 日 制 定  
令和 5 (2023) 年 2 月 22 日 最終改正 〕

### (趣旨)

第 1 条 この要項は、国際日本文化研究センター事務組織規則（平成 16 年 4 月 8 日制定）第 13 条第 2 項に基づき、国際日本文化研究センター管理部に置く検収室に関し、必要な事項を定める。

### (組織)

第 2 条 検収室に室長を置き、経理責任者をもって充てる。

2 室長は、検収室の事務を統括する。

3 検収室に室員を置き、室長が指名した者をもって充てる。

### (業務)

第 3 条 検収室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 物品購入契約に関する検査。

(2) その他室長が必要と認める検査に関すること。

### (雑則)

第 4 条 この要項に定めるもののほか、検収室に関し必要な事項は、所長が別に定める。

### 附 則

この要項は、平成 27 年 5 月 21 日から施行し、平成 27 年 5 月 1 日より適用する。

### 附 則

この要項は、令和 5 (2023) 年 2 月 22 日から施行する。